経済産業省

製品安全に関する取組について

令和８年11月18日

産業保安・安全グループ　製品安全課

目次

1.製品事故の発生状況と課題
2.モバイルバッテリーの安全規制強化

目次

1.製品事故の発生状況と課題

2.モバイルバッテリーの安全規制強化

製品安全に対する経済産業省の取り組み（全体像）

○「消費生活用製品」（主として一般消費者の生活の用に供される製品）を対象として、

製品事故の未然防止

製造・輸入時

法律による事前規制

●技術基準適合義務等
- 規制品目の追加
- 規制品目の技術基準改正


ライター


ＬＥＤランプ


乳幼児用ベッド

●技術基準体系の見直し
仕様規定から「性能規定」へ

販売時

技術基準違反への対応

●販売時ＰＳマーク表示義務等
- 試買テスト（技術基準適合確認）
- 立入検査　等

＜違反対応＞

- ✓ 製品の販売・出荷停止、自主回収
- ✓ 「表示の禁止」「改善命令」
- ✓ 「危険等防止命令」等

被害の拡大防止

使用時

重大製品事故情報の収集・公表

●重大製品事故の報告義務
- 重大製品事故情報の公表
- 事故原因の究明調査

＜リコール対応＞

- ✓ リコール（製品回収等）指導
- ✓ リコールフォローアップ
- ✓ 「危害防止命令」

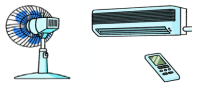
消費者への情報提供

注意喚起
- 製品安全セミナー、イベント等の開催
- リーフレット、チラシ等の配布
- テレビ、ラジオ等での注意喚起　等

経年劣化対策

●標準使用期間等の表示義務
- 長期使用製品安全表示制度

●長期使用製品の点検実施義務等
- 長期使用製品安全点検制度



規制品目の追加、技術基準改正

再発防止

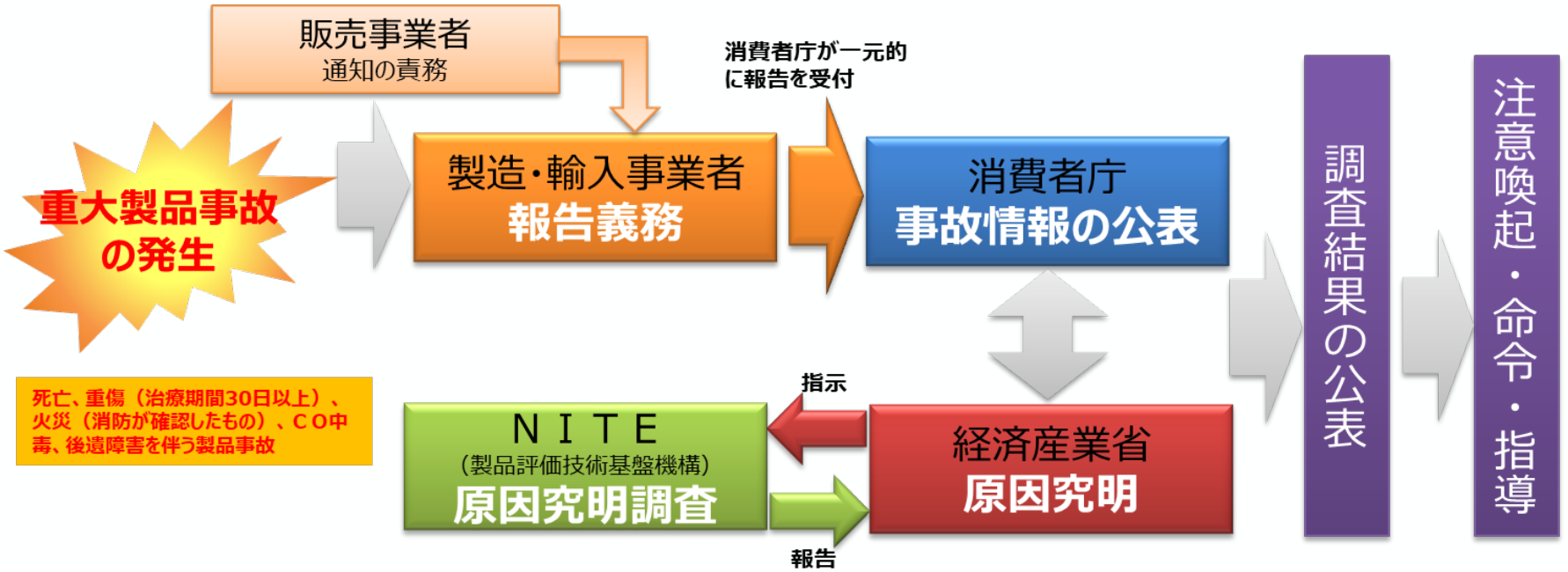
サプライチェーン全体（製造・輸入・流通・販売事業者等）の自主的取組を促進

○リスクアセスメントの促進 ○サイト運営事業者の違反対応協力

○流通事業者のリコール協力の促進
○製品安全対策優良企業表彰（PSアワード）

重大製品事故報告・公表制度

- **製造・輸入事業者**は、**重大製品事故の発生を認知してから10日以内に消費者庁に報告**することが義務付けられている。（消安法第35条）
- **販売事業者等が認知した場合**には、**製造・輸入事業者に通知する責務**がある。（消安法第34条第３項）
  消費者庁は当該事故情報を迅速に公表。経済産業省は、**NITE**（独立行政法人製品評価技術基盤機構）に対して**原因究明調査を指示**。（消安法第36条）
- 調査結果は改めて公表し、注意喚起や命令・指導を行うことによって、再発防止を図る。
- 過去の教訓を踏まえ、**平成18年の法改正で導入された制度**で、事故の再発防止のため**極めて重要な制度**。



※平成21年9月より、重大製品事故情報の収集・公表を消費者庁が担当、事故原因究明等を経済産業省が主に担当。

令和7年の重大製品事故受付件数

- 令和7年（1月～12月）に受け付けた重大製品事故件数は、**合計1,313件**。うち死亡事故は25件。

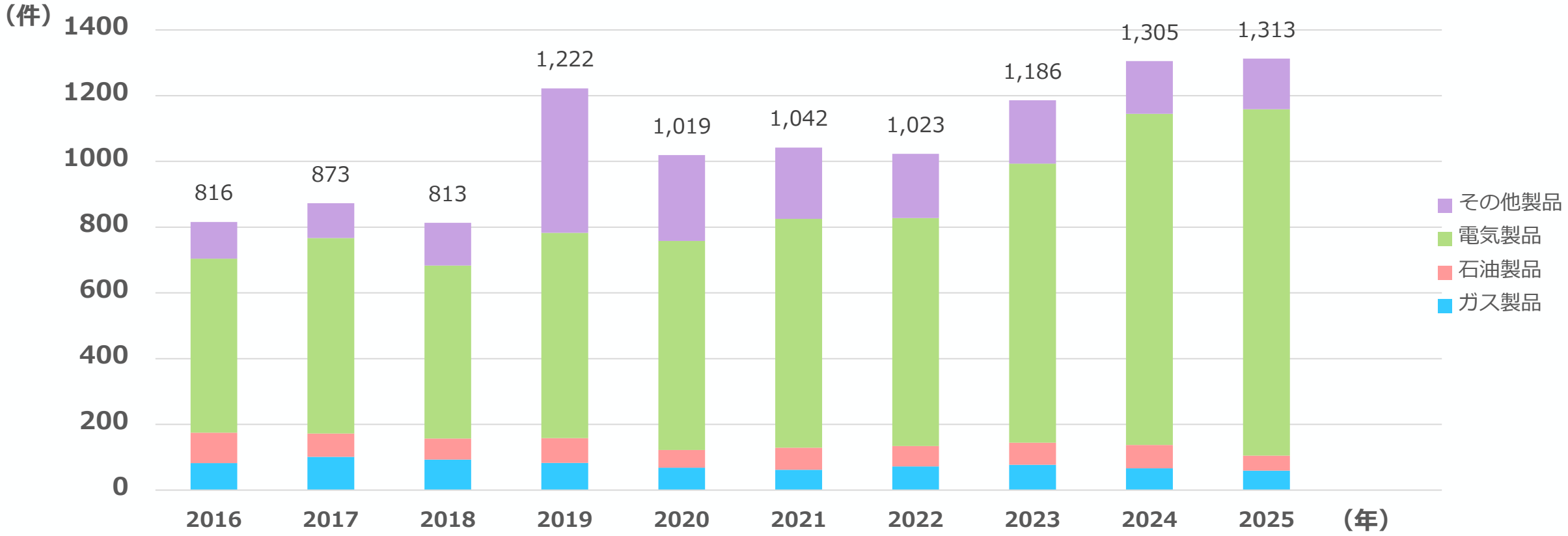
	死亡	(うち火災による死亡)	重傷	(うち火災による重傷)	火災	一酸化炭素中毒	後遺障害	計
燃焼器具	15	(11)	4	(4)	85	1	0	105(8.0%)
ガス製品	6	(4)	3	(3)	49	1	0	59(4.5%)
石油製品	9	(7)	1	(1)	36	0	0	46(3.5%)
電気製品	4	(4)	13	(1)	1,037	0	0	1,054(80.3%)
その他製品	6	(0)	106	(0)	41	0	1	154(11.7%)
合　計	25 (1.9%)	(15)	123 (9.4%)	(5)	1,163 (88.6%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	1,313

出典：消費生活用製品安全法に基づいて消費者庁から経済産業省製品安全課に通知された重大製品事故（事故の受付日ベース）を基に経済産業省製品安全課で集計
（注）被害件数の合計を受付件数の合計数に一致させている。このため、
・「火災」の件数からは、「火災」かつ「死亡」（15件）、「火災」かつ「重傷」（5件）の件数を差し引いている。火災事故として報告された件数は1,183件となる。
・「一酸化炭素中毒」かつ「死亡」（5件）は、「死亡」、「一酸化炭素中毒」かつ「火災」（2件）は「火災」として計上している。「一酸化炭素中毒」事故として報告された件数は8件となる。
・「後遺障害」かつ「重症」（1件）は「重症」として計上している。「後遺障害」事故として報告された件数は2件となる。
（注）令和7年12月末時点の調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。
（注）割合については四捨五入しているため、合計値が100%とならない。

重大製品事故件数の推移

※暦年（1月～12月）別重大製品事故報告の受付件数ベース

- 令和7年の重大製品事故受付件数は**1,313件**となっている。重大製品事故件数は増加基調にあり、**直近10年間で最も多く**なっている。
- 製品別では電気製品が1,054件と前年比では46件、ここ10年間で約500件増加している。直近3年では、リチウム電池内蔵充電器の増加（令和5年（74件）から令和7年（155件）に倍増）が顕著となっている。
- このような状況を受け、制度面での取組、事故の原因分析を踏まえたリコール・製品改善の対応を促す取組、消費者向けの注意喚起等を実施してきている。



出典：消費生活用製品安全法に基づいて消費者庁から経済産業省製品安全課に通知された重大製品事故（事故の受付日ベース）を基に経済産業省製品安全課で集計
（注）消費者庁が事業者から重大製品事故報告を受理した日で計上。

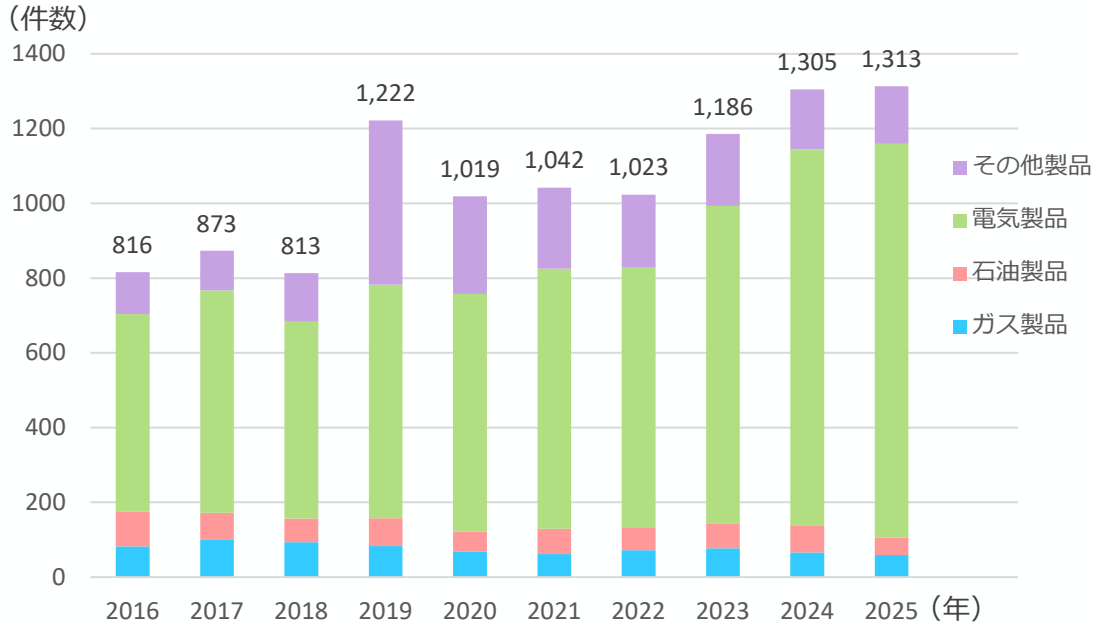
製品安全を取り巻く環境の変化

①事故の増加	②市場環境の変化
• 重大製品事故は過去10年で最多（1,313件） • 電気製品事故が増加を牽引 • モバイルバッテリー事故は4倍に増加	• インターネット通販経由の事故割合が19.4%→37.3%に増加 • 海外事業者による販売が拡大 • 製品流通の国際化・デジタル化が進展

事故の増加や市場環境の変化を踏まえ、制度の見直し・実効性向上・基盤整備を推進

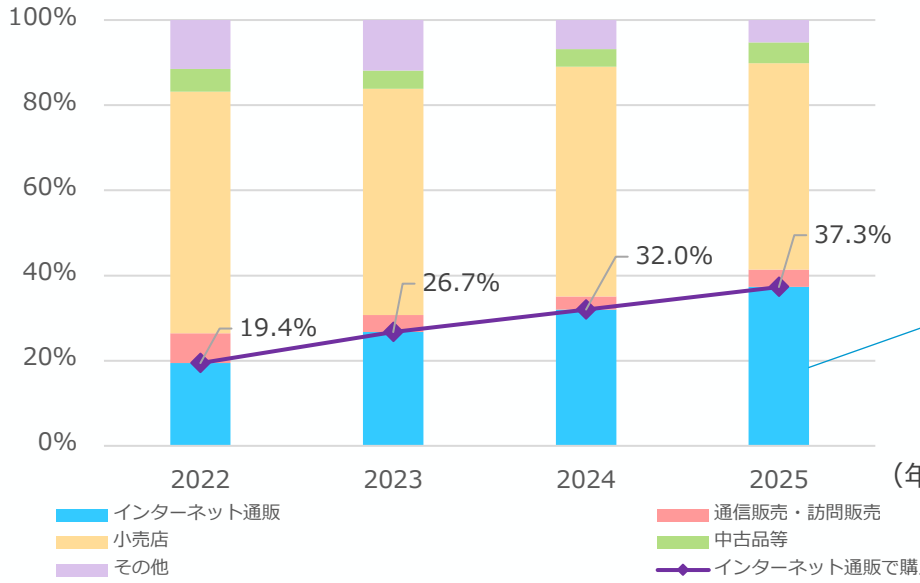
重大製品事故件数の推移

※暦年（1月～12月）別重大製品事故報告の受付件数ベース



重大製品事故の製品入手経路

※重大製品事故報告のうち、入手先が判明している事故を分類したもの（製品の入手先不明の事故については除外）



インターネット通販経由での重大製品事故上位５品目

83件	モバイルバッテリー
19件	スピーカー
17件	ポータブル電源
11件	電気掃除機
11件	高圧洗浄機

出典：消費生活用製品安全法に基づいて消費者庁から経済産業省製品安全課に通知された重大製品事故（事故の受付日ベース）を基に経済産業省製品安全課で集計
（左図：消費者庁が事業者から重大製品事故報告を受理した日で計上、右図：各年の12月末時点の調査結果に基づいて集計したもの）

製品安全4法について

- **製品安全４法**は、危害発生のおそれがある製品（**ＰＳマーク対象製品**）を指定し、製造・輸入事業者に対して国が定めた技術基準の遵守を義務付け。
- **製造・輸入事業者**は、自主検査を行い技術基準に適合した製品にＰＳマークを表示（**○ＰＳマーク**）。
- 危害発生のおそれが高い特別特定製品等（**◇ＰＳマーク**）については、自主検査に加え、国に登録した検査機関の適合性検査を受検する必要がある。
- **販売事業者等**はPSマーク表示がない製品を販売・陳列してはならない。

製品安全４法とPSマーク対象品

消費生活用製品安全法（消安法）（15品目）	PS C（ひし形）	ライター、レーザーポインター等（3品目）
	PS C（丸）	石油ストーブ、マグネットセット、水で膨らむボール　等（8品目）
	PSC（ひし形）	乳幼児用ベッド（1品目）
	PSC（丸）	乳幼児用玩具、乳幼児用ベッドガード、ベビーカー（３品目）
電気用品安全法（電安法）（457品目）	PS E（ひし形）	コンセント、延長コード、ACアダプター、携帯発電機　等（116品目）
	PS E（丸）	LEDランプ、エアコン、冷蔵庫、電子レンジ　等（341品目）
ガス事業法（ガス事法）（8品目）	PS TG（ひし形）	ガスふろバーナー　等（4品目）
	PS TG（丸）	ガスこんろ　等（4品目）
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）（17品目）	PS LPG（ひし形）	カートリッジガスこんろ、携帯液化石油ガス用バーナー　等（8品目）
	PS LPG（丸）	一般ガスこんろ　等（9品目）

令和８年４月に乳幼児用ベッドガード及びベビーカーの２品目を追加、７月施行

※円形のPSマークは、自主検査を行い、技術基準適合性が確認できれば表示させることが可能。
※菱形のPSマークは、自主検査に加え、国に登録した検査機関により技術基準適合性が確認されれば表示させることが可能
※子供PSCマークは、技術基準適合性を確認した上で、使用年齢基準に適合し、対象年齢を含む使用上の注意事項を表示すれば表示させることが可能。

（参考）消費生活用製品安全法等(※)の一部を改正する法律の概要

※消費生活用製品安全法（消安法）、ガス事業法（ガス事法）、電気用品安全法（電安法）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）

・令和6年6月26日公布
・令和7年12月25日施行

背景・概要

- 近年、インターネット取引の拡大に伴い、国内外の事業者がオンラインモール等を通じて国内消費者に製品を販売する機会が増大しているところ、（１）海外事業者がオンラインモールを始めとする取引デジタルプラットフォーム（取引DPF）を利用するなどして国内消費者に直接販売する製品について、製品の安全性に（法的）責任を有するべき国内の製造・輸入事業者が存在しないといった課題や、（２）玩具等の子供用の製品について、海外からの製品も含め、安全性が確認できない製品に対する販売規制がない（事故が起きてから対応）といった課題が存在。
- 海外から直接販売される製品の安全確保や子供用の製品による事故の未然防止を通じ、国内消費者が製品を安全に使用できる環境を整備するため、（１）インターネット取引の拡大への対応、（２）玩具等の子供用の製品の安全確保への対応のための措置を講じる。

（１）インターネット取引の拡大への対応【消安法、電安法、ガス事法、液石法】

① 海外事業者の規制対象化（国内管理人の選任）

- 海外事業者が取引DPFを利用するなどして国内の輸入事業者を介さず国内消費者に直接製品を販売する場合、当該海外事業者を消安法等において届出を行える対象として明確化するとともに、規制の執行を担保すべく、当該海外事業者に対し、国内における責任者（国内管理人）の選任を求める。

② 取引デジタルプラットフォーム提供者に対する出品削除要請等の創設

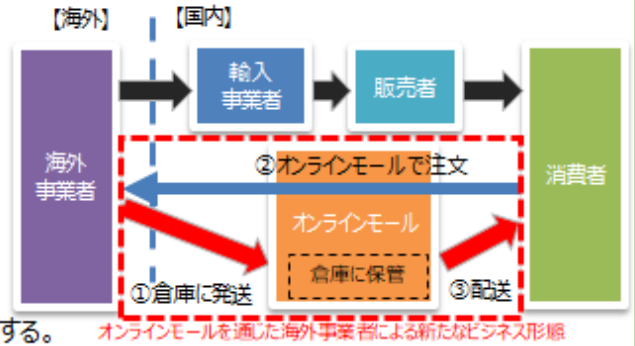
- 取引DPFにおいて提供される消費生活用製品について、国内消費者に危険が及ぶおそれがあると認められ、かつ、その製品の出品者によってリコール等の必要な措置が講じられることが期待できないときは、取引DPF提供者に対し、当該製品の出品削除を要請できるなどの措置を講ずる。

③ 届出事項の公表制度の創設

- 届出事業者の氏名や特定製品の型式の区分、国内管理人の氏名等を公表する制度を創設する。

④ 法令等違反行為者の公表制度の創設

- 法律や法律に基づく命令等に違反する行為を行った者の氏名等について、公表することができる制度を創設する。



（２）玩具等の子供用の製品の安全確保への対応【消安法】

① 子供用の製品に係る規制の創設

- 子供用特定製品（主として子供の生活の用に供されるものとして対象年齢や使用上の注意を表示することが必要な製品）について、その製造・輸入事業者に対し、国が定める技術基準への適合、対象年齢・使用上の注意等の警告表示等を求める。
- 上記の義務を履行している旨を示す表示のない製品は販売できないこととする。

② 子供用特定製品の中古品特例

- 子供用特定製品の中古品について、国内消費者に対する注意喚起や安全確保のための体制整備等を条件に、販売を可能とする特例を講ずる。



※ 液石法については、平成11年改正により改正された同法第100条第6号の規定について、規定の修正を行う。
※ 上記のほか、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）に対する重大製品事故の調査に必要な情報の提供に係る措置（消安法）、届出事項の合理化に係る措置（消安法、ガス事法、電安法、液石法）及び罰則の構成要件に該当する行為を行った時期を明確にする趣旨の消安法の規定の改正その他の所要の規定の整備を行う。

環境変化への対応として進めてきた制度整備等

- こうした環境変化に対応するため、これまで制度面、執行面、基盤面のそれぞれで対応を進めてきた。
- 特に、海外事業者への対応やインターネット取引への対応については、令和６年改正により制度的な枠組みを整備し、令和7年以降、その運用を開始している。

１．製品安全制度の見直し

- 令和６年の製品安全４法改正により、インターネット取引や海外事業者による販売拡大に対応する制度的枠組み（海外事業者の規制対象化、国内管理人制度、出品削除要請制度）を整備。
- 令和６年の消安法改正により、規制対象として子供用特定製品の類型を新設。

２．製品安全制度の実効性向上

- 令和７年12月の改正法施行を踏まえ、国内管理人制度の運用を開始。
- インターネットモール等との連携や市場監視の取組を進めている。

３．製品安全制度の基盤整備

- リスクアセスメントの推進、事故情報の収集・分析、製品安全文化の醸成に向けた取組を実施。

目次

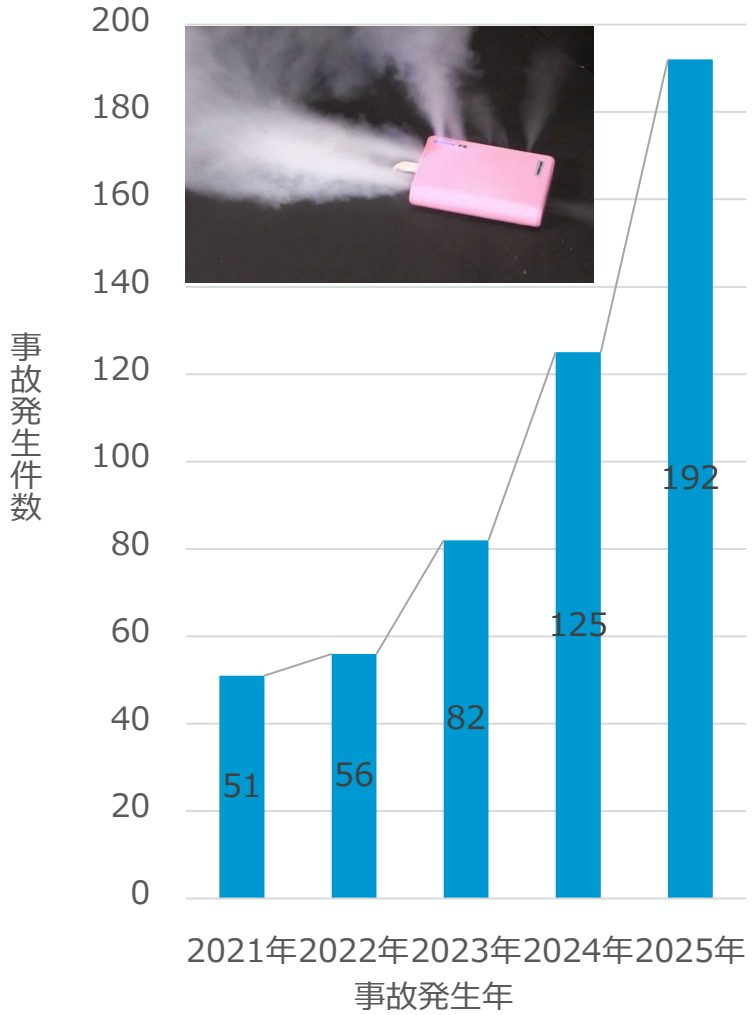
1.製品事故の発生状況と課題

2.モバイルバッテリーの安全規制強化

モバイルバッテリー製品事故

- **<u>モバイルバッテリーの製品事故は近年急増しており、事故報告件数2021年の51件から2025年には192件へと約４倍に増加</u>**している。また、**<u>火災を伴う事故が多く発生しており、対策が急務</u>**。

モバイルバッテリー製品事故発生件数の推移



【出典】グラフ：NITEプレスリリース　『夏バテ(夏のバッテリー)』にご注意を～「リチウムイオン電池搭載製品」は３つのＣで事故を防ぎましょう！～ 2026年7月15日
写真： NITE（モバイルバッテリー事故時のイメージ）

最近のモバイルバッテリー製品事故事例

発生日	場所	概要
2025.7.20	山手線（新宿–新大久保間）	乗客が使用中のモバイルバッテリー（スマートフォンを充電中）に発熱、出火。
2025.8.22	東海道新幹線「のぞみ411号」	乗客が座席背面ポケット内に入れていたモバイルバッテリーが発火。
2025.8.28	上越新幹線「とき300号」	乗客がモバイルバッテリーをスーツケースに入れていたところ、発煙。
2026.3.15	東京メトロ半蔵門線（永田町駅）	乗客がモバイルバッテリーを鞄に入れていたところ、異音がし、発煙。
2026.3.18	小田急線（経堂駅）	乗客がリュックサックにモバイルバッテリーを入れていたところ、発煙、発火。
2026.4.19	大阪メトロ御堂筋線（大国町駅）	乗客が鞄にモバイルバッテリーを入れていたところ、発火。

※公共交通機関で発生した事故を例示

モバイルバッテリー製品事故に関する分析

- モバイルバッテリーの製品事故は近年急増しており、事故報告件数2021年の51件から2025年には192件へと約４倍に増加している。
- モバイルバッテリーは、日常的に持ち運ばれることから、公共交通機関や商業施設等で事故が発生した場合の社会的影響が大きい。
- 事故の原因の多くは不明であるが、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の分析では製造段階における巻きズレや異物混入の発生など、製品に起因しているものが多いと考えられる。
- 購入先はインターネット通販（ネットモール）が最も多く、次いで量販店。
- 中国で製造されたものが大宗を占めている。

モバイルバッテリーの安全規制強化

課題・背景

- 火災事故の実態を踏まえ、**内部短絡等による発火リスクに対応した技術基準の強化**が必要。
- NITEの分析では、製造工程における巻きズレや異物混入など、製造・品質管理上の不備に起因すると考えられる事故が多く確認されており、**品質管理措置の強化が必要**。
- モバイルバッテリーは発火等によるリスクが高く、**安全性や品質管理措置の実施状況について客観的な確認を行う仕組み**が必要。

法規制の強化（案）

- モバイルバッテリーの安全性向上のため、電気用品安全法の政省令を改正し、

① **技術基準の強化**（充放電制御の強化、機器セル安全性強化 等）
② **品質管理措置の義務化**（異物混入防止、製造工程管理の徹底 等）
③ **政府の登録を受けた第三者機関による適合性検査の義務化**
（現行の「自己確認による〇PSE表示」から「自己確認及び第三者適合性検査による◇PSE表示」へ）
を実施する。

- これにより、**設計から製造工程まで一貫した安全確保を図る**とともに、**第三者機関により安全性が確認されたモバイルバッテリーのみが市場に流通する**仕組みを構築し、発火・発煙事故の未然防止を図る。
- **年度内に事業者が第三者適合性検査を受けられるよう制度整備を進める方針。**

（参考）現行制度と海外の状況

- **2018年にモバイルバッテリーを電気用品安全法の規制対象**とし、現行制度では**事業者が技術基準への適合を自ら確認した上で自主検査を実施（○PSE表示を義務付け）**。**2025年の法改正により海外事業者も規制対象化**。
- **国によるネットパトロールや試買テストといった市場監視により不適合製品の排除**を行っている。
- 一方、**中国では第三者認証（CCC）の仕組みが導入**されており、**モバイルバッテリーについても2024年から対象化**。

【電安法規制の概要】

- 技術基準遵守を前提に自己確認による○PSE表示を義務付け。
  高リスク品（◇PSE）は第三者による適合性検査を追加で求める。
  マーク無表示品の販売を禁止。

自己確認　（１）技術基準を満たすことの確認
（２）完成品に対する自主検査（全数・特定項目）

自己確認　（１）技術基準を満たすことの確認
（２）サンプルでの抜き取り検査
（３）完成品に対する自主検査（全数・特定項目）

＋

第三者による適合性検査　（１）技術基準を満たすことの確認
（２）工場の検査設備への検査

＜諸外国との規制比較＞

	基準適合性確認	工場検査	完成品検査
日本 自己確認＋市場監視	技術基準（国際規格準拠）への自己確認	原則なし	自主検査（全数・特定項目）
欧州 自己確認＋市場監視	EU指令（バッテリー規則）への自己確認	原則なし	原則なし
中国 第三者認証	政府公定規格※への第三者認証 ※24年4月から導入 26年4月より規格を強化	定期工場検査で品質管理能力の確認	適合性に疑義ある場合にサンプリング検査
米国	**米国**では、訴訟リスク回避や小売からの要請（例：Amazonがマーク品を要件にする）等により、**UL等の民間認証（基準は概ね国際規格準拠）を自主的に取得**		

年度内施行に向けたスケジュール（案）

- **８月31日（月）開催の産業構造審議会製品安全小委員会**において、**方針を提示・確認**。
- その後、**年度内にモバイルバッテリーについて事業者が第三者適合性検査を受けられる**よう、関係者調整や国内試験機関の体制整備、関係政省令の整備を進めていく。

年月	事項
2026年８月31日	• 産業構造審議会製品安全小委員会開催（制度改正の方針を提示・確認）
2026年９～11月	• 電気用品調査委員会※開催（技術基準及び品質管理要求事項の具体化） ※電気機器メーカーで構成される（一社）日本電気協会が選定する専門検討会
2026年12月	• 産業構造審議会製品安全小委員会開催（技術基準及び品質管理要求事項案を提示・確認） →　電気用品安全法政省令の改正へ
～2027年２月	• 政省令を公布
2027年３月	• 施行（経過措置１年） • 登録検査機関による適合性検査開始

モバイルバッテリー販売事業者81社に対するフォローアップ調査

調査概要

- 令和８年２月に実施した品質管理体制の徹底要請について、**販売事業者81社を対象にフォローアップ調査**を実施。
- 調査では、製造工程管理、異物混入対策、品質管理体制、工場監査、安全設計、リコール対応等の取組状況について確認。

結果概要

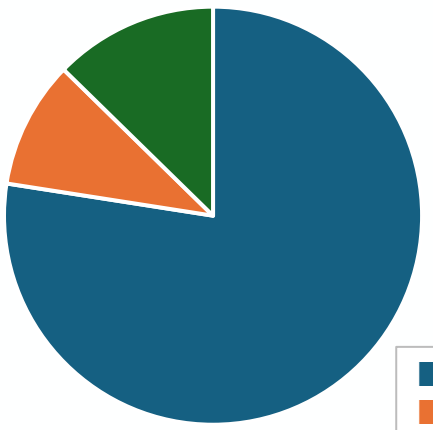
- 多くの事業者において、**品質管理やサプライチェーン管理に取り組んでいることを確認。**セルや機器の安全設計（保護機能）については約８割の事業者が取組を実施していると回答。
- 一方、**モバイルバッテリーの製品事故は増加傾向にあり、依然として発生**している。
- このため、一部事業者の自主的取組に依拠するのではなく、**業界全体として一定水準の品質管理を確保する仕組み**が重要。
- 全ての事業者において適切な品質管理が実施されるよう、事業者ヒアリング等を踏まえ、制度見直しの具体化を進める。
- **事業者の自主的取組を補完し、安全性向上をより確実なものとする制度見直し**を進める。

フォローアップ調査結果概要

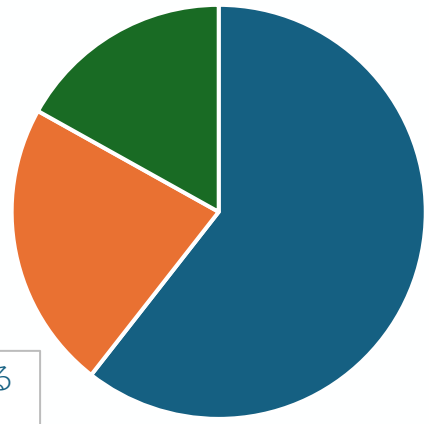
【調査で確認された取組】

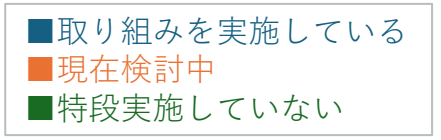
■品質管理・サプライチェーン管理
・セル工場・組立工場に対する工場監査の実施・強化
・品質基準や作業手順の整備、製造工程管理の強化
・ロット管理や製造履歴管理等のトレーサビリティの確保
■製品安全対策
・過充電・過放電保護等の安全設計（保護機能）の強化
・セル選定の厳格化や安全性評価の実施

セルや機器の安全設計（保護機能）



製造工程における品質管理体制の規定と徹底





リチウムイオン電池安全対策連絡会

- モバイルバッテリー等のリチウムイオン電池をめぐる事故の増加や品質管理上の課題を踏まえ、関係事業者・試験機関・関係団体との間で制度見直しの方向性や安全対策について議論するため、令和８年３月に**「リチウムイオン電池安全対策連絡会」**を設置。
- 品質管理の強化や第三者による確認の導入など、**制度改正の方向性について関係者間で議論を行い、安全対策強化に向けた認識を共有**。

リチウムイオン電池安全対策連絡会	
参加者	電池関係業界団体（BAJ、JBRC、MCPC）、流通事業者、オンラインモール事業者、試験検査機関（JET、JQA、UL）、NITE、モバイルバッテリー製造・販売事業者、関係省庁等
主な議論・成果	• モバイルバッテリー事故の実態や海外における規制・事故対応の状況を共有し、今後の安全対策の方向性について議論。 • 製造工程管理、異物混入対策、トレーサビリティ等を含む品質管理の重要性について認識を共有。MCPCガイドライン等を踏まえ、制度上求めるべき品質管理要求のあり方について議論。 • 技術基準、品質管理要求及び第三者による適合性確認のあり方について意見交換を実施。 • 議論を踏まえた制度改正の方向性（①発火・発煙リスクの低減に向けた技術基準の強化、②製造工程における品質管理措置の義務化、③第三者機関による適合性評価（第三者検査）の義務化） • 関係者間で制度改正の方向性について認識を共有。

原因究明の仕組みの強化（NITEの体制強化）

- **NITEは、令和７年12月、リチウムイオン電池搭載製品の事故対応のため専門タスクフォースを立ち上げ**、製品安全分野の専門家を集め、原因特定が難しいリチウムイオン電池製品事故への対応を強化。
- 実際のリチウムイオン電池製品事故の調査に基づき、**電極体の巻きずれ等の要因の抽出・整理を集中的に行い**、**多発傾向のリチウムイオン電池搭載製品事故を体系的に調査**して、**効果的な事故の再発防止実現**に資する。
- 令和９年度概算予算要求により、**テストチャンバーの導入や市場流通品に対するリチウムイオン電池の基礎調査**を実施し、原因究明調査体制を強化。

リチウムイオン電池搭載製品の事故調査体制

- 専門チーム設立、重大事故の深掘り調査強化
- 材料分析・内部評価・X線CTによる詳細確認
- 原因究明に資する同型バッテリーでの性能・動作検証
- 調査担当者間での技術的知見の蓄積と展開
- 過去事例整理と要因比較、製造・輸入事業者との協力関係構築
- テストチャンバーを活用した事故同等品調査・市場流通調査

【リチウムイオン電池事故の主な要因】

① 電池セルの品質に起因する要因
　異物の混入、電極位置ずれに伴う金属リチウム析出 等

② 機器側の充放電条件が電池セル特性に適合していない要因
　機器側の制御・保護機能の不備 等

③ 外力の付加による電池セル変形に起因する内部短絡（外的要因及び製品要因）

リチウムイオン電池の広報関係

- **<u>リチウムイオン電池の３つのC （「選び方」「使い方」「捨て方」）に関して、関係企業・各団体により様々な安全啓発の取組が実施</u>**されている。
- 事故増加が懸念される夏前に向け、より効果的な安全啓発に繋げるべく、**<u>リチウムイオン電池安全対策連絡会参加者等を中心とした関係者が連携した情報を発信</u>**。

○リチウムイオン電池安全啓発キャンペーンの実施

統一的なメッセージ・ロゴを作成。それらを活用して、関係省庁、企業ホームページ、店舗、ECサイト、SNS等の各種媒体を活用し、消費者への注意喚起を実施。関係者連携の効果により、発信力の増大を図る。



○デジタルサイネージ掲載

全国44,031箇所にあるモバイルバッテリーチャージスポット(※)のデジタルサイネージにおいて、リチウムイオン電池安全啓発キャンペーンポスターを掲載。

※キャンペーン賛同者である（株）INFORICHが運営するモバイルバッテリーチャージスポット

リチウムイオン電池安全啓発ポスター



デジタルサイネージ掲載例



リチウムイオン電池の広報関係

○政府広報の実施

- 政府広報ラジオの60秒CM枠でバッテリー関連製品の取り扱いに関する注意喚起を実施
  （8/9（日）, 8/16（日）放送）
- インターネットバナー広告でバッテリー事故の注意喚起を実施（8/24（月）～9/6（日）実施）

○NITEプレス発表

- 本格的な夏を迎え、高温下で特に注意が必要な「リチウムイオン電池搭載製品」の事故の状況や事故を防ぐポイントを紹介
  （7/15（水）実施）

○製品安全総点検月間

- 毎年11月に実施している製品安全総点検月間においてリチウムイオン電池の安全啓発を実施中。

政府広報の実施



毎週日曜日にTOKYO FMおよびJFN系列全国38局で放送されている番組「杉浦太陽・松井玲奈 日曜まなびより」内 でインフォマーシャルとして放送。



Yahoo! にバナー広告を掲載。

NITEプレス発表



自動車内で発火するモバイルバッテリー
【NITEの再現実験】



電動アシスト自転車用バッテリーの発火
【NITEの再現実験】



製品安全総点検月間



Yahoo!・Line・Instagram
でバナー広告を配信中。

リチウムイオン電池総合対策パッケージ

令和７年12月22日リチウムイオン電池総合対策関係省庁連絡会議
（消費者庁、総務省消防庁、経済産業省、国土交通省、環境省）

リチウムイオン電池起因の重大火災事故ゼロを目指すとともに、国内に十分なリサイクル体制を構築する（2030年まで）

※下線・太字は新たな取組

①国民・事業者への周知啓発

- 多様な媒体や多言語（英語、中国語等）を活用した政府全体ワンボイスでの情報発信
- 情報を一元化するポータルサイトの設置
- リチウムイオン電池による火災防止強化キャンペーン等の実施

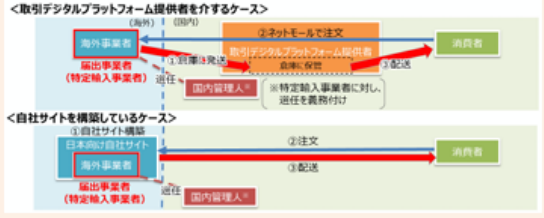


②製造・輸入・販売時の対策

- 電気用品安全法の基準明確化による安全規格の徹底（経産）
- 連絡不通事業者の公表（経産）
- ネットパトロール事業による違法製品監視強化（経産）
- NITE※による発火原因究明の体制強化（経産）　※製品評価技術基盤機構
- 資源有効利用促進法に基づくリチウムイオン電池のリサイクルマーク等の表示（経産）



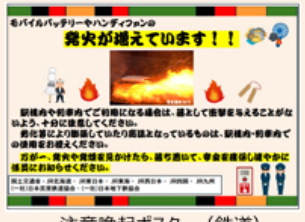
PSEマーク



連絡不通事業者の公表

③使用時の対策

- 若者、高齢者等への効果的な発信など使用時の注意点の周知啓発強化（消費、消防、経産、環境）
- リコール情報の周知強化（消費、経産）
- 公共交通機関における持ち込みルールの徹底及び留意事項の周知（国交）
- リチウムイオン電池火災に関する調査・関係機関との連携（消防、経産）
- リチウムイオン電池に対するより効果的な消火方法に関する検討（消防）



注意喚起ポスター（鉄道）



製品の火災調査

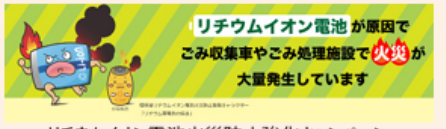
④廃棄時の対策

- 資源有効利用促進法に基づく製造事業者等が実施すべき指定再資源化製品の自主回収・再資源化の促進（経産、環境）
- 他の廃棄物への混入を防止するための廃棄物処理法に基づく制度的対応（環境）
- 地方公共団体における利便性の高い分別回収体制の実証等を通じた構築支援（環境）
- 膨張・変形したリチウムイオン電池の適正処理の方針策定（環境）
- 消費者・国民に向けた分別廃棄の周知強化（環境、消費）



分別回収ボックス





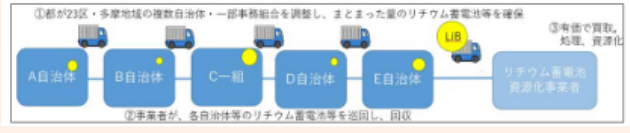
リチウムイオン電池火災防止強化キャンペーン

⑤処理・再利用の対策

- 廃棄物処理施設への高度選別機・検知設備の導入支援（環境）
- 広域処理のための回収拠点拡大・収集体制の構築支援（環境）
- 不適正なスクラップヤード事業者への規制等公正な競争環境の整備や再資源化に係る技術開発及び設備導入支援（環境）
- リチウムイオン電池からリチウム等重要鉱物の回収・精製に向けた実証支援（経産）



AIを活用した高度選別機



広域的収集事業スキーム